**お 　触 　れ**

違法行為を重ねている東京都に告ぐ。

東京地裁における、

十月三十日　村木・杉原両組合員が都の代理人をノックアウト

十一月五日　都の代理人、戦意喪失（一切答えられず）

の二回の法廷により、次のことが確認された。

一　築地市場は存続している。

二　築地市場は、九月十日以降「改築できない中央卸売市場」となっただけ。

三　都は、九月十日以降、築地市場に改築を加えているが、これは違法。

四　東京都は、十月十八日以降、築地市場で何の事業も業務も行なえない。

五　築地市場の廃止には、条例改正で位置を豊洲から築地に変更したうえで、

「廃止の認可」が必要。

六　築地市場の「廃止の認可」は、一般消費者及び関連事業者の利害が損なわれるおそれがなくならない限り、不可能。

今後も都が違法行為を続けるならば、築地署に連絡し、威力業務妨害罪で都職員を逮捕・連行させるようにするので、その旨申し伝える。以後、心せよ。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 二〇一八年霜月

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 築地市場営業権組合